

2019年1月25日

文化審議会著作権分科会
法制・基本問題小委員会 御中

報告書（案）に対する意見書

委員	生貝直人
同	小島立
同	鈴木將文
同	田村善之
同	前田健

本日取りまとめに向けて検討されている法制・基本問題委員会報告書（案）は、ダウンロード違法化の対象範囲の見直しにあたって、刑事罰についても、その対象範囲を著作物全般に拡大（対象行為を複製全般に拡大）していくことを有力な選択肢として結論付けるもので、そこで示された有力な選択肢に沿った内容での国会への法案提出を可能とし、それに正当性を与えるものとなっております。

報告書（案）が掲げる有力な選択肢に従った法制がなされれば、インターネットに関わる国民の日常的な私生活上の幅広い行為が刑事罰の対象となることとなります。私たちは、一刻も早い海賊版サイトがもたらす被害への対応が必要であると考えますが、報告書（案）が提示する有力な選択肢は、海賊版サイトとは直ちに関係がないような行為にも刑事罰が及ぼされることとなります。

刑事罰は国民に対して科される最も強力な制裁手段であり、その制定にあたっては、慎重な議論が求められます。とりわけ、国民の私生活上の幅広い行為を対象とする刑事罰の制定には、特に慎重に慎重を重ねた議論が必要と言えるでしょう。実際、刑事罰の対象を著作物全般に拡大する方向での改正については、パブリックコメントや報道などを通じて、多くの国民から不安や疑問の声が寄せられております。

ただ、現在の報告書（案）では、今なぜ海賊版サイトとは直接関係のない範囲にまで刑事罰の範囲を拡大する必要があるのか、萎縮効果など将来国民や文化的活動についてどのような影響があるのかについて、正確な資料に基づく立法事実裏付けられた検討が不十分であり、残念ながら国民に広がっている不安や疑問を払拭できる内容には至っておりません。パブリックコメントに寄せられた国民の意見に対する応答も不十分な論証に留まっています。

刑事罰の対象とすべきダウンロードの範囲については、本委員会においても、本格的な議論が始まってから数か月も経っておらず、刑事罰の対象範囲を著作物全般のダウンロードに拡大すべきとの見解を有力な選択肢として位置づけることのできる段階には達していない

いと言わざるを得ません。そのようななか、このまま報告書（案）をとりまとめたとしたならば、本委員会に対する国民の期待や信頼を裏切ることになりかねません。

私たちは、ダウンロード違法化の対象範囲の見直しに関する論点のうち、特に刑事罰の対象範囲に関する部分については、本日、報告書（案）をとりまとめることに反対し、次回以降、引き続き検討することを提言致します。